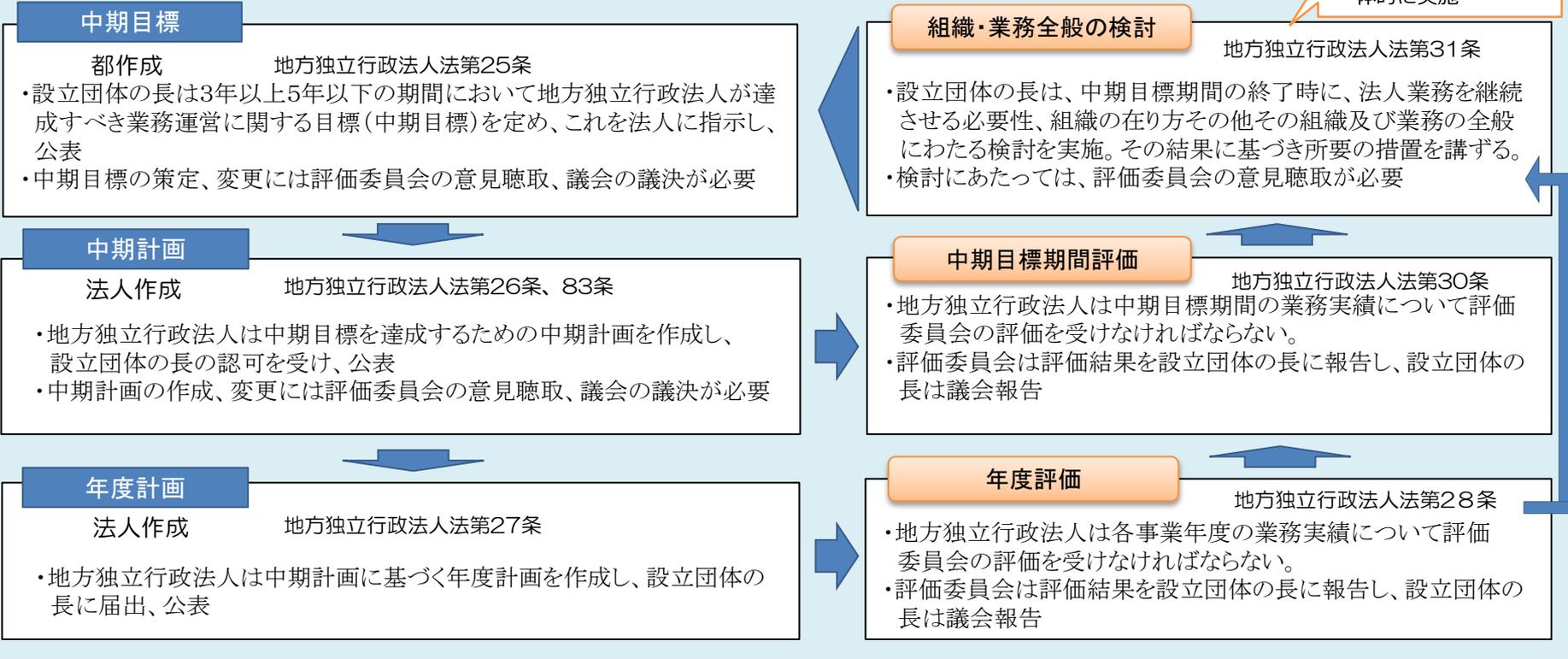


※ 平成29年度の流れであり、地方独立行政法人法の改正に伴い30年度以降は評価主体等変更

地方独立行政法人制度では、国の独立行政法人制度と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

都においては、次期中期目標の策定と一体的に実施



東京都健康長寿医療センターの第三期中期目標・中期計画作成の流れ

- ① 都 「組織・業務全般の検討」⇒「中期目標(案)」作成
- ② 評価委員会 組織・業務全般の検討、中期目標(案)を審議し、都知事へ意見
- ③ 都議会 中期目標議決
- ④ 都 中期目標決定 ⇒ 法人に指示

---

- ⑤ 法人 中期計画(案)作成
- ⑥ 高齢者医療・研究分科会 中期計画(案)を審議し、都知事へ意見(※)
- ⑦ 都議会 中期計画議決
- ⑧ 都 中期計画認可

※東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱に基づき、中期計画の作成に対して知事が認可する際の意見は、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。